平成２２年（フ）第９８号
奈良市左京３丁目３番地の６　グランディーナ左京パートⅠ―203
債務者　水脇りき子（旧姓下地）
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第２６８号
奈良市疋田町２丁目１番51号
債務者　喜多さと子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３１０号
奈良市法華寺町265番地の７　白樺ハイツ大宮１―107号
債務者　澤　　宏基
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３２１号
奈良県天理市杉本町276番地６
債務者　森川　妃子
1　決定年月日時　平成22年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１６８号
富山市上冨居新町８番22号
債務者　永井　　陽
1　決定年月日時　平成22年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９０号
富山市黒瀬北町２丁目11番地５　ヴァンベール黒瀬302号、前住所富山市婦中町袋406番地
債務者　井上　伸一
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１９１号
富山市黒瀬北町２丁目11番地５　ヴァンベール黒瀬302号、前住所富山市婦中町袋406番地
債務者　井上　信子
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０１号
富山市豊島町10番９―205号　県営住宅
債務者　庄司　勝彦
1　決定年月日時　平成22年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７８号
千葉県鎌ケ谷市南鎌ケ谷３丁目１番３号
債務者　大村　龍美
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４０５号
千葉県野田市関宿台町345番地１
債務者　山崎　浩一
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４０６号
千葉県野田市関宿台町345番地１
債務者　山崎てる美
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４３４号
千葉県松戸市高塚新田494番地の13　梨香台団地10棟503号室
債務者　清水　幸雄
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４４７号
千葉県流山市大字中野久木563番地の97
債務者　石川美智子
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４５６号
千葉県柏市南逆井４丁目８番34号　フジマンション101号
債務者　藤代　　淳
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４５７号
千葉県松戸市小金原２丁目10番地の10ベルピア北小金第５―１―105号
債務者　陣野原裕二
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４６１号
千葉県松戸市上矢切1677番地　プロスパリティ202号
債務者　伊藤　繁幸
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４６７号
千葉県松戸市小金原３丁目18番地　小金原団地34棟204号
債務者　佐田　正親
1　決定年月日時　平成22年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部